大阪府地域防災計画（基本対策編、原子力災害対策編）修正案に対するご意見と大阪府の考え方について

○募集期間　令和４年１０月１３日（木曜日）から令和４年１１月１１日（金曜日）まで

○募集方法　郵便、ファクシミリ、電子申請

○提出人数・意見数　３人・１３件（うち意見の公表を望まないもの６件）

○ご意見と大阪府の考え方

| No | ご意見の概要 | | 大阪府の考え方 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 基本対策編 | 総則　（第１節）３ページ  「複合災害」の定義を加筆した方がよい。  複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象） | ご意見を踏まえ、以下の部分に複合災害の定義を追記いたします。  第３　災害想定  ～また、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。 |
| ２ | 基本対策編 | 災害予防対策　（第１章　第１節）３４ページ  　男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について「平常時の防災活動推進」を明記した方がよい。  ４ 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備  府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知 に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、平常時の防災活動推進及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画 担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 | ご意見を踏まえ、主語を明確にするとともに、「防災活動推進」を広義的な意味として「防災対策」と表記し、以下のとおり、修正いたします。  ４ 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備  府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。 |
| ３ | 基本対策編 | 災害予防対策　（第３章　第２節）１１５ページ  第７　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  １　第六次地震防災緊急事業五箇年計画  （３）計画対象事業  　シ　津波により生ずる被害の発生を防止し・・・の文中に「より多くの府民の命と財産を守る」を以下のように追加する。    シ　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより、より多くの府民の命と財産を守るとともに円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設 | 本計画の目的が住民の生命、身体及び財産を災害から保護することであるため、現在の記載のままとします。 |
| ４ | 基本対策編 | 災害予防対策　（第３章　第３節）１１６ページ  第１　想定される津波の適切な設定と対策の基本的な考え方  対策の基本的な考え方について、レベル１については、海岸保全施設・河川管理施設の整備を中心に行い、レベル２については、交通施設の活用、土地の嵩上、警戒避難体制の整備、土地利用の在り方など街づくり全体で防災力の強化が述べられている。  １２２ページの浸水域の図では、すべての水門が開いている状態で被害を想定している。レベル１の時でも地下鉄や地下街の入り口から津波の侵入は十分考えられる。レベル１でもレベル２のような対策は考えておくべきである。  従って、５行目に「津波対策としては、海岸保全施設・河川管理施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上、避難場所・避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。」を挿入する。  １３行目の「防災意識の向上及び海岸保全施設の整備～総合的な対策を講じる。」を削除し、１３行目を「防災意識の向上及び防災の視点で積極的に街づくりを進める。」に変更する。 | ・（５行目）レベル１の対策としては記載しておりませんが、より大きな最大クラスの津波（レベル２）に対して、警戒避難体制の整備等の対策を講じることで、レベル１の津波にも対応できるため、現在の記載のままとします。  ・（13行目）国の防災基本計画において、最大クラスの津波に対しては、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、警戒避難体制の整備等の施策を組み合わせ、総合的な対策を講じるものとされており、府においても同様に総合的に対策を進めることが重要と考えるため、現在の記載のままとします。 |
| ５ | 基本対策編 | 災害予防対策　（第３章　第３節）１１７ページ  　１　推進計画の作成等  （５）河川、海岸、港湾及び漁港の管理者　の説明文の訂正  点検を閉鎖点検に修正、人員配置を追加  「～防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、閉鎖点検等の方針・計画を定めるとともに～非常用発電装置の整備、点検、人員配置その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。」に変更すべきである。 | ・「点検」には「閉鎖点検」だけではなく、平時の様々な「点検」も含まれているため、現在の記載のままとします。  ・「人員配置」については、ご意見を踏まえ追記します。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６ | 基本対策編 | 災害予防対策　（第３章　第４節）１２４ページ  　第３　高潮対策  　高潮対策として、伊勢湾台風級の大型台風が室戸台風のコースを通った時に生じる高潮に対応した対策を講じることになっている。ここで周知となっている、地球温暖化による水面上昇や台風の大型化による高潮の増大などが、何１つ記述せず、防災対策は万全であるような記述である。  　一方、１２８ページでは、平成２７年の水防法の改正を受けて、高潮リスクの開示として洪水浸水想定区域のように高潮浸水想定区域の浸水エリアを明示する表現は使わず、定性的な避難方法などが記述されている。水防法の改正が、下水道の整備を中心に避難することが高潮対策としている点が問題である。洪水の場合は、一時的に越流した個所を嵩上すれば、その地域の安全性が確保出来ることに対し、高潮対策は、行政区域を超えた広大なエリアが対象となり、莫大な費用と多くの時間を費やして対策を打たなければならない点である。台風は、同じような気象状況では、同じような経路を通ることが多く、同じ地域で毎年大きな被害が生じることが認識不足である。さらには、１年に複数回生じる危険性もある。  　住民が高潮に対して安全であり、企業がリスクなく活動を行える魅力的な大阪にするためには、現在の知見で東京より安全である防災計画を作成すべきである。  　東京では、地球温暖化を想定し、大きい所では１.４ｍもの防潮堤の嵩上計画を策定している。  　５行目に、「地球温暖化は、周知の事実になっており、早急に、海面上昇や大阪にとって危険性が増大する台風の大型化など調査検討し、安全な街づくり計画を策定し、実施する。」を追加するべきである。 | 気候変動の影響による海面水位上昇等の検討方法について、  国や府域の海岸管理者等で協議を進めているところであるため、  現在の記載のままとします。 |
| ７ | 基本対策編 | 災害応急対策　（第４章　第２節）２２６ページ  避難所に関して、企業からの協力も得ることが大切になるため「企業」を加筆した方がよい。  第２　指定避難所の管理、運営  ２　指定避難所の管理、運営の留意点  (18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア、企業等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること | 避難所運営について、企業の協力も大切と考えますので、ご意見を踏まえ、以下のとおり追記いたします。  第２　指定避難所の管理、運営  ２　指定避難所の管理、運営の留意点  (18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること |